

二院制について



衆議院 480名	比較点 議員定数	参議院 242名
4年 解散があれば任期途中でも資格を失う	任期	6年 3年ごとに半数改選
20歳以上 25歳以上	選挙権 被選挙権	20歳以上 30歳以上
小選挙区・・・300名 全国を300区 比例代表・・・180名 全国を11区	選挙区	選挙区・・・146名 各都道府県単位47区 比例代表・・・96名 全国を1区
解散がある	解散	解散はない
国民の意思や世論を より強く反映できる	院の特色	長期的な視点で調査・審議ができる

二院制について

国会は衆議院と参議院の二つの議院から成り立っています（憲法第42条）。このしくみを二院制といいます。

二院制は、議会制度の母国といわれるイギリスで生まれました。その後、各国に広まり、二院制の国が大半を占めていましたが、第二次世界大戦後は、新興の独立国や人口の少ない国などで一院制を採用するところが増えてきました。

日本の国会は、衆議院と参議院で構成されていますが、どうして二つ必要なのでしょう。

二院制の利点としては、①国民の様々な意見をできるだけ広く反映させることができる、②一つの議

院の決めたことを他の議院がさらに検討することによって審議を慎重に行える、③一つの議院の行き過ぎを抑えたり（抑制）、足りないところを補ったり（補完）できる、ことなどがあります。

そして参議院の場合、解散もなく、議員の任期も長くなっていることから、長期的な視野で「良識の府」といわれるような審議が期待されています。

世界に目を向けてみると、世界の187か国を対象にした調査では、平成18年1月現在、二院制の国は75か国です。二院制の国には、アメリカ合衆国・イギリス・ドイツ・オーストラリア・ブラジルなどがあります。

本会議と委員会



本会議



議院運営委員会



予算委員会



決算委員会

本会議と委員会

本会議は、それぞれの議院における全議員が集まる会議であり、議院としての最終的な意思はここで決定されます。

本会議を開くには、各々その総議員の3分の1以上の出席が必要です。両議院の議事は、憲法に特別の定めがある場合を除いて、出席議員の過半数の賛成で決められます。

委員会は、常任委員会と特別委員会の2種類があります。常任委員会は、付託される議案などの有無に関わらず部門ごとに常設される委員会です。特別委員会は、会期ごとに各議院において特に必要があると認められた案件または常任委員会の所管に属さない特定の案件を審査するために設けられます。

委員会は、法律案、予算、条約、その他の議案や

請願などを専門的かつ詳細にわたって審査し、また、それぞれ所管する事項について国政調査を行って、立法への補助や行政監督の役目を果たしています。

委員会を開くには、委員の半数以上の出席が必要です。また、その議事は、出席委員の過半数の賛成で決められます。

常任委員会のうち、予算委員会では、総予算などの審査を通じて、予算のみならず、国政全般にわたって、時の政治課題が取り上げられます。決算委員会は、予算が適正に執行されたかどうかを審査する委員会です。議院運営委員会は、議長の諮問機関としての役割をはじめ、本会議の日取り、議事の順序その他議院のあらゆる事項を協議する重要な任務を持っています。